

年金相談Q&A

【問い合わせ先】

- 佐伯社会保険事務所 ☎0972-22-1970
- 健康推進課国保年金班 ☎82-4111 内線131・132

Q. 年金を受給していた夫が亡くなりました。どのような手続きが必要ですか？

A. 年金を受けていた方が亡くなられたときは、死亡届の提出が必要になります。また、まだ受け取っていない年金（未支給年金）があるときは、亡くなられた方と生活をともにしていた遺族の方が受け取ることができます。お亡くなりになられた方の年金証書をご持参の上、佐伯社会保険事務所または、健康推進課国保年金班にてご相談ください。

Q. 今年60歳になりました。仕事を辞め、収入がなくなったため国民年金を貰い始めたいのですが、65歳にならないと請求できないのですか？

A. 国民年金は、基本的に65歳の誕生日の前日から請求ができるようになりますが、繰上げ請求といって60歳から65歳の間に請求できる制度もあります。ただし、繰上げ請求をされた方は65歳到達までの月数に応じた割合で減額された年金を受け取ることになります。また、減額された年金は65歳を越えても引き上げることができないなど、制限が設けられますので内容を確認し、請求するよう注意してください。

お得です。口座振替早割制度

口座振替は、通常「当月保険料を翌月末引き落とし」ですが、「早割制度（当月保険料を当月末引き落とし）」を利用すると、月額50円割引され、お得です。

月額 14,660円



14,610円

Q. 老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間はどのぐらいですか？

A. 65歳から老齢基礎年金を受給するには、20歳から60歳までの間、年金の納付・免除期間を合わせて最低25年（300月）以上の期間が必要になります。ただし、25年は受給権が発生するというので、40年かけないと年金を満額もらえません。また、受給資格期間が足りない方でも60歳から国民年金に任意加入し受給期間を増やすこともできます。

Q. 今年で20歳になりましたが、まだ学生です。国民年金に加入する必要はありますか？また、保険料は納めないといけませんか？

A. 学生であっても20歳になれば年金に加入する必要があります。また保険料の納付については、収入のない学生のために学生納付特例制度があります。10年以内に納付してください。学生証の写しを持って市役所で手続きを行ってください。なお、学生納付特例は毎年更新手続きが必要になりますので、4月以降に手続きをお忘れのないようご注意ください。

Q. 夫が仕事を辞めました。年金の手続きはどのようにすればよいのですか？

A. お仕事を辞められた方が60歳未満であれば国民年金に加入する必要があります。また、奥さんが3号被保険者であった場合も1号被保険者の届出が必要になります。お忘れのないように社会保険事務所または、市役所にて手続きを行ってください。

